

(仮称)葛飾区移動等円滑化促進方針 (案)

概要版

令和7年2月

葛飾区

第1章 (仮称)葛飾区移動等円滑化促進方針の策定に当たって

策定の背景と目的

葛飾区では、平成18年、平成23年にバリアフリーに関する基本構想を策定し、区内の鉄道駅を中心とした面的・一体的なバリアフリー化を推進してきました。

このたび、バリアフリー法の改正、社会情勢の変化を踏まえ、以下を目的にバリアフリー基本構想の上位計画として「(仮称)葛飾区移動等円滑化促進方針」を策定します。

葛飾区移動等円滑化促進方針の目的

区全域におけるハード整備と心のバリアフリーに関するソフト面の両面によるバリアフリー化の方針を示すことによって、多様な住民への福祉の増進や関係者のバリアフリー化に向けた機運の醸成、まちの活性化につなげること

促進方針
(区全域の方針)

地区毎に基本構想を策定

基本構想
(特定事業の実施)

基本構想
(特定事業の実施)

ポイント

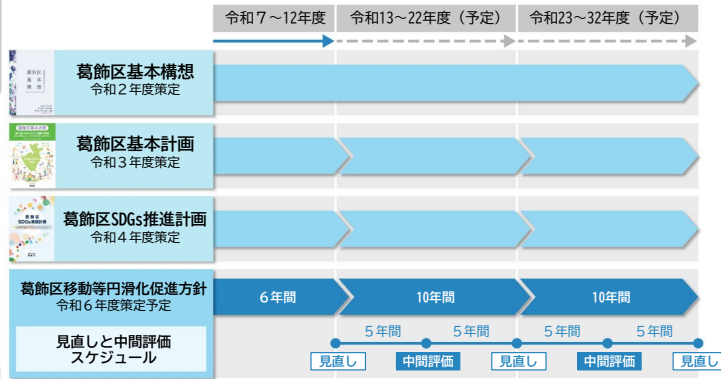
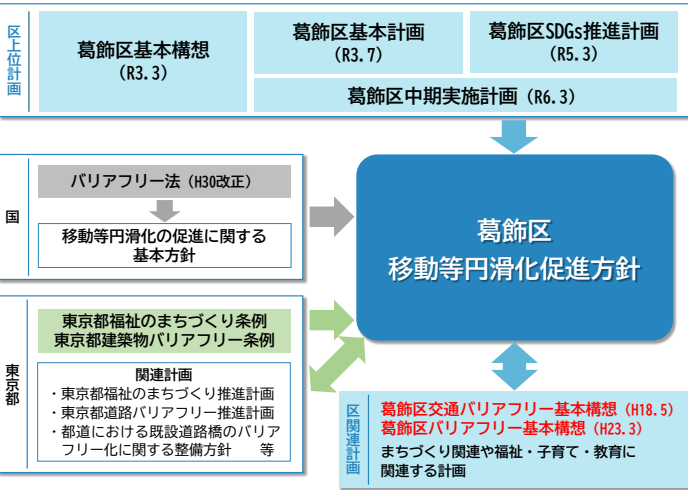
区全域を促進方針の対象エリアとして、ハード面とソフト面の両面のバリアフリー化の取組を進めます。

促進方針の位置付け

国の方針や東京都の条例・計画に基づき、区の上位計画である基本構想や各関連計画と連携しながら、本区のバリアフリー化を推進するための指針を示すものです。

計画期間

計画期間は10年を基本としますが、策定当初は区の上位計画との整合を図る観点から、令和12年度までの6年間とします。また、計画期間内には実施状況の評価等を行います。



第2章 葛飾区の現状

バリアフリーに関連する葛飾区の現状

- 人口：今後30年間で約5万人の減少、高齢化が更に進む予測
- 鉄道：東西に鉄道路線が発展しており、利用者は多数
- バス：区内の駅間を結ぶ基幹路線とこれを補うフィーダー路線（支線）で構成
- 施設：区内全域に主要な施設が立地している

これまでの取組

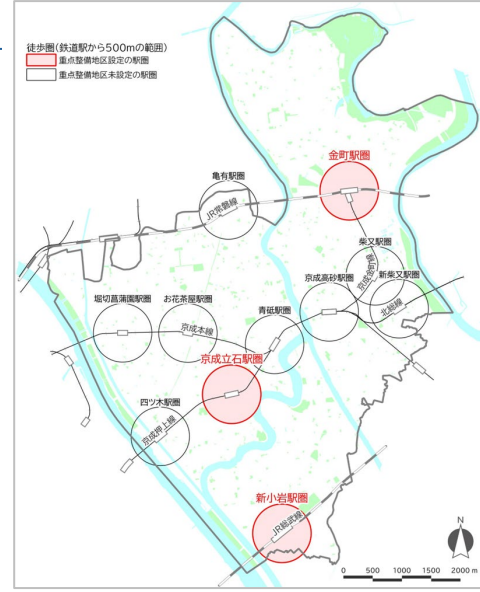
●本区における取組

平成18年5月「葛飾区交通バリアフリー基本構想」を策定
重点整備地区：JR金町・京成金町駅周辺、京成立石駅周辺

平成23年3月「葛飾区バリアフリー基本構想」を策定
重点整備地区：JR新小岩駅周辺

●公共交通事業者による取組

区内を運行する公共交通事業者は、これまでにも駅施設や車両等のハード整備に加え、利用者の支援や情報提供といったソフトのバリアフリー化も進めてきました。



各種調査の実施

●ヒアリング・アンケート調査（令和4年度）

区内の高齢者や障害のある方の関係する団体、ベビーカー利用者等へのヒアリングを実施
さらに、団体の会員や介護事業者、交通事業者や施設管理者へのアンケート調査を実施

●まち歩き調査（令和5、6年度）

鉄道駅周辺の道路や施設を対象に区内12箇所のまち歩き調査を実施

課題の整理

1. ハード面の主な課題

- ①公共交通（旅客施設、車両、駅前広場等）
 - ・ ホームドア、エレベーター、視覚障害者誘導用ブロック等の整備の促進
 - ・ バリアフリールート of 狭さや遠回り
- ②道路
 - ・ 道路の急勾配
 - ・ 視覚障害者誘導用ブロックの剥がれや劣化
- ③交通安全施設
 - ・ 音響式信号機、エスコートゾーン等の整備の促進
- ④建築物（公共施設、民間施設）
 - ・ バリアフリー設備の経年劣化による維持管理
- ⑤公園
 - ・ 園内の段差や通路の劣化
 - ・ インクルーシブ遊具設置の促進

2. ソフト面の主な課題

- ①公共交通（旅客施設、車両、駅前広場等）
 - ・ 支障物（看板、自転車）の放置
 - ・ 担当者による対応の違い
 - ・ 接遇研修等の実施による対応の充実や、啓発活動の促進
- ②道路
 - ・ 支障物（看板、自転車）の放置
- ③建築物（公共施設、民間施設）
 - ・ バリアフリー設備を必要とする方が適切に利用できるよう、マナーの向上
- ④区民その他の関係者
 - ・ 心のバリアフリーの促進
 - ・ 障害の理解不足や介助方法の認識不足
- ⑤情報案内、コミュニケーション
 - ・ 事前情報提供や施設整備に連携した情報案内
 - ・ 多様な利用者に対応した情報提供・コミュニケーション手段の更なる充実

第4章 全体方針

基本目標

これまでの取組を踏まえて、区全域を対象に以下の基本目標を設定します。

基本目標

誰もが生涯にわたって安全・安心・快適に、
自分らしく暮らし続けられるまち『かつしか』

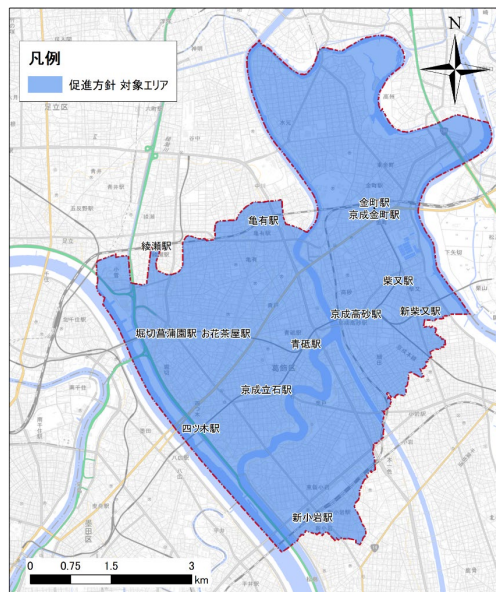
葛飾区移動等円滑化促進方針の考え方

対象エリアの設定

区全域を促進方針の対象エリアとして設定し、地域の面的なバリアフリー化を関係者と一体となって取り組む

促進地区の設定

特に、多様な人が集中する鉄道駅を中心とした徒歩圏の範囲を移動等円滑化促進地区に設定し、バリアフリー化の推進に取り組む



基本目標を実現するための基本方針

基本方針1 誰もが移動・利用しやすい「施設等のバリアフリーの推進」

➡ 誰もが移動・利用しやすい施設等となるようバリアフリー化の取組を推進します。

- 適切な維持管理によるバリアフリー機能の回復と維持
- 短期的に実現できるバリアフリー化や中長期的なバリアフリー化
- 整備・改修によるバリアフリー化

基本方針2 相互理解と普及・広報・啓発による「心のバリアフリーの推進」

➡ 一人一人が「心のバリアフリー」の社会を実現するための取組を推進します。

- 心のバリアフリーに係る学習
- 心のバリアフリーの普及・広報・啓発

基本方針3 全ての人に適切に情報を届ける「情報のバリアフリーの推進」

➡ 施設等へのスムーズな移動や快適な利用ができるように情報のバリアフリーの取組を推進します。

- 分かりやすい情報提供やコミュニケーション支援

移動等円滑化促進地区の考え方

- ・ 多様な人が集中する鉄道駅を中心とした徒歩圏等の範囲とする。
- ・ 区内の全ての鉄道駅を対象に、各地区の状況に応じた範囲とする。
- ・ 駅周辺の隣接自治体とも連携を図りながら範囲を検討する。

生活関連施設・経路の考え方

バリアフリー法の定義に基づき、以下の考え方をもとに生活関連施設・経路を設定します。

生活関連施設の設定の考え方

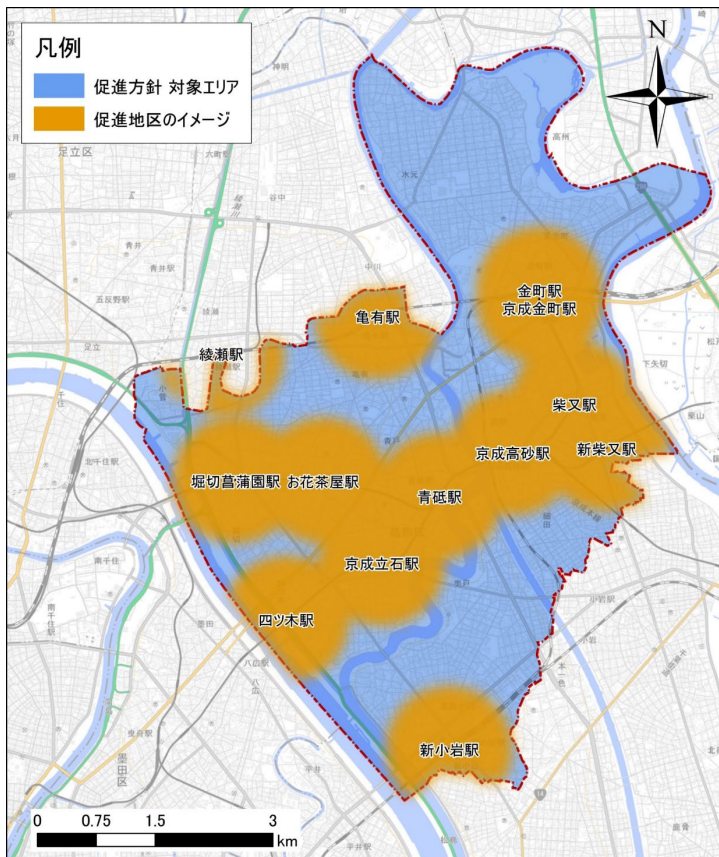
- ・ 常に多数の人が利用する施設を選定
- ・ 高齢者、障害のある方等の利用が多い施設を選定
- ・ 国のガイドラインや東京都の条例に規定されている施設を参考に選定
- ・ 本区のバリアフリー基本構想を踏まえて選定

生活関連経路の設定の考え方

- ・ より多くの人々が利用する経路を選定
- ・ 生活関連施設相互のネットワークを確保
- ・ 隣接自治体との連続性を確保
- ・ 本区のバリアフリー基本構想を踏まえて設定

促進地区

促進地区名
(1) 京成立石駅周辺地区
(2) 金町駅・京成金町駅周辺地区
(3) 新小岩駅周辺地区
(4) 亀有駅周辺地区
(5) 堀切菖蒲園駅周辺地区
(6) お花茶屋駅周辺地区
(7) 青砥駅周辺地区
(8) 京成高砂駅周辺地区
(9) 四ツ木駅周辺地区
(10) 柴又駅・新柴又駅周辺地区
(11) 綾瀬駅周辺地区



促進地区：京成立石駅周辺地区

移動等円滑化促進方針の実現に向けた今後の取組

●周知・啓発

区民を始め、施設管理者、関係事業者等に本方針の内容を広く周知・啓発していきます。

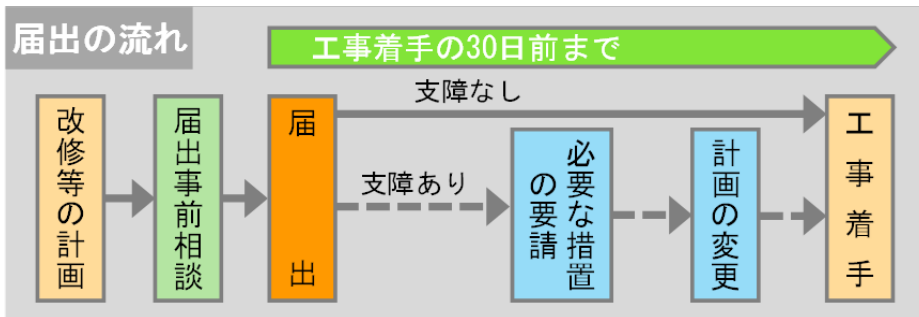
周知・啓発の方法としては、パンフレットの配布やポスターの掲示、区ホームページやSNSを活用した情報発信など、様々な機会を捉えて実施してまいります。

●バリアフリー法に基づく届出制度

公共交通事業者等又は道路管理者は、旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合には、事前（30日前まで）に改修工事の内容等を葛飾区に届け出ることが必要となります。

なお、葛飾区においては、届出の前に事前の相談を受け付けることとします。

この届出制度により、施設間の移動の連続性を担保していきます。



●バリアフリー基本構想の策定

現在、金町駅、京成立石駅、新小岩駅などの駅周辺をはじめ、区内では様々なまちづくりの計画が進められています。

今後は、現在のバリアフリー基本構想（重点整備地区：金町、立石、新小岩）の更新や、その他の地域においても、まちづくりの進捗を見据えながら重点整備地区の設定や具体的な事業（特定事業）の位置付けを行うバリアフリー基本構想の策定を検討していきます。

●促進方針の見直しと継続的な改善（スパイラルアップ）

促進方針策定後は、社会情勢の変化や上位計画の改定に応じて内容の見直しと必要な改定を行います。

また、基本目標を実現するために、常に区と関係者が一体となってバリアフリー化の推進に取り組むとともに、促進方針の策定における検討体制の活用や区民参加、区民意見の反映の機会を検討し、促進方針の継続的な改善（スパイラルアップ）に努めます。

※バリアフリー法

平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

※国のガイドライン

国が令和3年3月に公表した「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」